

## ○航空自衛隊における食品衛生及び環境衛生に関する達

昭和46年12月6日 航空自衛隊達第33号  
航空幕僚長 空将 石川貫之

改正	昭和49年4月11日	航空自衛隊達第10号	平成5年11月26日	航空自衛隊達第42号
	昭和54年2月26日	航空自衛隊達第5号	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	昭和57年4月30日	航空自衛隊達第15号	平成21年10月22日	航空自衛隊達第39号
	昭和60年4月17日	航空自衛隊達第15号	平成25年7月31日	航空自衛隊達第58号
	昭和60年10月14日	航空自衛隊達第26号	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号
	昭和62年5月21日	航空自衛隊達第24号	令和4年4月28日	航空自衛隊達第31号
	昭和63年4月8日	航空自衛隊達第11号		

防衛庁職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第30条、第31条、第32条及び第33条の規定を実施するため、航空自衛隊における食品衛生及び環境衛生に関する達を次のように定める。

### 航空自衛隊における食品衛生及び環境衛生に関する達（登録報告）

#### （目的）

第1条 この達は、基地及び分屯基地（以下「基地等」という。）における食品衛生及び環境衛生に関し必要な事項を定め、もつて隊員の健康の保持に資することを目的とする。

#### （定義）

第1条の2 この達において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品衛生 食品、食器具、食品施設、食品設備及び食品器材に係る衛生をいう。
- (2) 環境衛生 施設、設備及び器材等（食品衛生において対象となるものを除く。）に係る衛生をいう。

#### （職責）

第2条 基地等の基地業務を担当する部隊等の長（中部航空警戒管制団司令を除く。以下「基地業務担当部隊等の長」という。）及び入間病院長は、その所在する基地等における食品衛生及び環境衛生に係る監視指導を実施するものとする。この場合において、当該基地等に所在する部隊等の長は、必要な協力を行うものとする。

#### （衛生検査官）

第3条 基地業務担当部隊等の長及び入間病院長は、衛生に係る基地業務を陸上自衛隊又は海上自衛隊に依頼している場合を除き、防衛省職員の健康管理に関する訓令

(以下「訓令」という。)第24条の規定に基づく衛生検査担当者として衛生検査官1名を指定するものとする。

2 前項の規定により指定する衛生検査官は、当該基地等に勤務する隊員で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 衛生幹部課程を修了した者
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師の資格を有する者

3 前項の規定により指定すべき者が配置されていない基地等においては、当該基地等に勤務する幹部自衛官(相当事務官等を含む。)又は衛生職域に属する准空尉若しくは空曹である自衛官(相当事務官等を含む。)のうちから適任者を指定するものとする。

(衛生検査補助官)

第4条 基地業務担当部隊等の長及び入間病院長は、衛生検査官の補助者として衛生検査補助官を指定することができる。この場合において、前条第3項の規定により衛生検査官に衛生職域以外の幹部自衛官(相当事務官等を含む。)を指定したときには、原則として衛生職域に属する者を衛生検査補助官に指定するものとする。

(衛生検査)

第5条 訓令第24条の規定による検査(以下「衛生検査」という。)は、基地業務担当部隊等の長又は入間病院長の命を受け、衛生検査官が毎月1回以上行なうものとする。

2 食品衛生に係る衛生検査は、次に掲げる状況及び事項に関し行うものとする。

- (1) 食品及び食器具の取扱い状況
- (2) 清掃、洗浄及び消毒の状況
- (3) 廃棄物及び排水の処理状況
- (4) ねずみ及び昆虫等の防除状況
- (5) 特別の健康診断の結果の確認を含めた食品及び食器具取扱者の衛生状況
- (6) 当該基地等の所在する地方公共団体の定める食品衛生監視指導計画に規定する事項

3 環境衛生に係る衛生検査は、次に掲げる状況に関し行うものとする。

- (1) 室内における換気、温度、湿度及び照明の状況
- (2) 室内外における清掃の状況
- (3) 廃棄物及び排水の処理状況
- (4) 浴場及び水泳場の水質及び換水処理等の状況
- (5) 有害物質を取り扱う場所における衛生状況
- (6) 特別の健康診断の結果の確認を含めた水道取扱者、有害物質取扱者及び有害環境下において常時勤務する者の衛生状況

4 前2項に規定するもののほか、関係する法令等及び当該基地等の所在する地方公共団体の条例に規定する事項を確認の上、衛生検査を行うものとする。

5 第3条第1項の規定により分屯基地(木更津分屯基地を除く。)の基地業務を担

当する部隊の長から指定された衛生検査官は、航空自衛隊における巡回診療等の実施に関する達（平成5年航空自衛隊達第19号）の規定に基づく巡回診療等が行われた際に、第1項の規定による衛生検査の結果を含む食品衛生及び環境衛生に関する現況をその巡回診療班に報告するとともに、同達第7条第1項第4号の規定による衛生指導を受けるものとする。

（検査結果の報告等）

第6条 衛生検査官は、前条の規定による衛生検査の結果、有害な事態が発生するおそれがある等処置を必要とする事項を認めた場合には、当該衛生検査官を指定した基地業務担当部隊等の長又は入間病院長に対し意見を添えて、その旨を報告するとともに当該事項に係る部隊等の長に通知するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長若しくは入間病院長又は部隊等の長は、前項の規定による報告又は通知を受けた場合には、速やかにこれを検討し必要な処置を講ずるものとする。

（疾病発生時の処置）

第7条 基地業務担当部隊等の長及び入間病院長は、その所在する基地等において食品衛生又は環境衛生に関係のある疾病が発生した場合には、直ちに患者の治療、防疫、原因究明、環境の改善等所要の処置を講ずるものとする。

2 食中毒患者又はその疑いのある患者を診断した医官は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定に基づき直ちに最寄りの保健所長に届出をするものとする。

（食中毒発生等に係る報告等）

第8条 基地業務担当部隊等の長及び入間病院長は、その所在する基地等において、ほぼ時期を同じくして同一の原因による食中毒と疑われる患者がおおむね10名以上発生した場合には、航空自衛隊事故速報規則（昭和60年航空自衛隊達第15号）に定める処置を講ずるほか、当該事案が収束した日から起算して15日以内に別紙様式により航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-X30-AR(D)）。

（委任規定）

第9条 この達の実施に関し必要な事項は、基地業務担当部隊等の長及び入間病院長が、その基地等に所在する部隊等の長と協議の上定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和47年2月1日から施行する。
- 2 事故速報規則附則第2項中「集団罹病発生事故」を削る。

附 則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第10号抄）

- 1 この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和54年2月26日航空自衛隊達第5号）  
この達は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）  
1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和60年4月17日航空自衛隊達第15号抄）  
1 この達は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月14日航空自衛隊達第26号抄）  
1 この達は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号）  
1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。  
2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和63年4月8日航空自衛隊達第11号）  
この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）  
1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）  
1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年10月22日航空自衛隊達第39号）  
この達は、平成21年10月22日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第33号）  
この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号抄）  
（施行期日）  
1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月 日航空自衛隊達第 号抄）  
（施行期日）  
1 この達は、令和4年4月 日から施行する。



別紙様式（第8条関係）

発簡番号  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
(首席衛生官気付)

発簡者名

集団食中毒発生報告書（06-X30-AR(D)）

I 発生状況																				
1 種類	食中毒・その他感染症／細菌・ウイルス・化学物質・自然毒・不明																			
2 初発患者発病年月日(時)	4 患者発見の状況																			
3 発生場所																				
5 部隊等別、 日別発生状況	部隊等名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合計	
		合計																		
6 部隊等別、 居住別患者状況	部隊等名	現員			摂食者数			患者数			死者数			発生率			発病率			
		営内	営外	計	営内	営外	計	営内	営外	計	営内	営外	計	営内	営外	計	営内	営外	計	
		合計																		
7 その他の発生状況																				

Ⅱ 診 療 状 況									
8 症状発現率	症状	%	症状	%	症状	%	症状	%	
	下痢		裏急後重		腹痛				
	発熱		呼吸困難		吐きけ				
	おう吐		頭痛		眼症状				
	悪寒		戦りつ		発疹				
	けんたい感		脱力感		衰弱				
	まひ		けいれん						
9 患者収容状況	収容施設名		患者数	収容施設名		患者数	収容施設名		患者数
10 治療概要									



(4) 汚染経路の推定	
(5) 発生時の食品衛生及び環境衛生状況	
(6) 保健所からの指導事項等	
13 処置及び教訓	

配布区分：

分類番号：H-10-062

取得年度：            年度

保存期間：1年

枚数：

保存期間満了時期：

開示判断：

注：1 記入要領は、付紙に定めるところによる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

## 付紙

### 集団食中毒発生報告書の記入要領

- 1 「種類」の欄  
該当する文字を「○」で囲む。
- 2 「初発患者発病年月日（時）」の欄  
最初に発病した患者の発病年月日及び時刻を記入する。
- 3 「発生場所」の欄  
「基地内」、「借上宿舎」、「野営」等の例により記入する。
- 4 「患者発見の状況」の欄  
「医務室受診」、「保健所からの通報」等、患者発見の経緯を具体的に記入する。
- 5 「部隊等別、日別発生状況」の欄  
縦軸に編制単位部隊（これに準ずるものを含む。以下同じ。）名を、横軸最上段に発生日を記入し、発生日別に患者数を記入する。また、「合計」欄に発生日ごとの患者数の合計を記入する。
- 6 「部隊等別、居住別患者状況」の欄  
縦軸に編制単位部隊名を記入し、横軸に営内又は営外の居住先ごとに次により該当数を記入する。
  - (1) 「現員」の欄  
発生日現在の所属人員数
  - (2) 「摂食者数」の欄  
原因食事の摂食者数（原因食事不明の場合には、空欄）
  - (3) 「患者数」の欄  
当該食中毒患者数
  - (4) 「死者数」の欄  
当該食中毒による死亡者数
  - (5) 「発生率」の欄  
現員に対する摂食者の百分率
  - (6) 「発病率」の欄  
摂食者に対する患者の百分率
- 7 「その他の発生状況」の欄  
発生状況について特異な点があれば記入する。
- 8 「症状発現率」の欄  
該当する「症状」の欄にそれぞれの百分率を記入する。  
なお、該当する欄のない特異症状については、空欄を利用して症状及び百分率を記入する。
- 9 「患者収容状況」の欄  
収容施設（医務室、営舎内及び自宅を含む。）ごとにその名称及び患者数を記入する。
- 10 「治療概要」の欄  
注射、投薬及び検査の種類等治療の概要を記入する。

11 「防疫実施状況」の欄

検便、消毒、昆虫等の駆除等防疫の実施状況を記入する。

12 「疫学調査」の欄

(1) 「原因食事の推定」の欄

喫食状況調査等を実施して、患者に共通する喫食施設の食事別に、かつ、喫食者及び非喫食者別に発病区分の該当者数及び発病率を記入する。「推定食事」欄は、原因と推定される食事について「○」印を記入し、不明の場合には「不明」と記入する。

(2) 「原因食品の推定」の欄

原因食事の推定から特定した容疑食事の献立内容別に、かつ、発病者及び非発病者別に喫食区分の該当者数及び喫食率を記入する。この場合、容疑食事の喫食者範囲が明らかでない時は、非発病者は患者と共通する生活条件の者からほぼ同数を任意に選んで調査する。「推定食品」欄は、原因と推定される食品については「○」印を記入し、不明の場合には「不明」と記入する。

(3) 「病因物質」の欄

検出された病因物質について、名称、検出状況及び検査機関を記入する。

(4) 「汚染経路の推定」の欄

汚染経路の推定結果を記入する。

(5) 「発生時の食品衛生及び環境衛生状況」の欄

発生当時における基地等内外の食品衛生及び環境衛生の状況について記入する。

(6) 「保健所からの指導事項等」の欄

当該事案について調査後に指導された事項等を記入する。

13 「処置及び教訓」の欄

拡大防止策又は再発防止策として処置した事項、発生原因に対する反省事項、改善し、又は改善すべき事項等今後の教訓となるような事項について記入する。